群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 サンデン株式会社

代表取締役 集 静

群馬県伊勢崎市宮子町 3450 番地 8 サンデンシステムエンジニアリング株式会社 代表取締役 鈴木 誠

## 吸収分割に関する事後開示書類

サンデン株式会社(以下「甲」という。)は、2021年9月28日付でサンデンシステムエンジニアリング株式会社(以下「乙」という。)との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、乙のグループ会社向け事業(以下、「本事業」という。)に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに 会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく事項は下記のとおりです。

記

- 吸収分割が効力を生じた日 2022年1月1日
- 2. 吸収分割株式会社における事項
- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過 乙は甲の完全子会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - ① 会社法第785条の規定による手続の経過 乙は甲の完全子会社であるため、該当事項はありません。
  - ② 会社法第787条の規定による手続の経過 乙は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 吸収分割承継会社における事項
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 本吸収分割は、甲において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
  - ① 会社法第797条の規定による手続の経過本吸収分割は、簡易分割(会社法第796条第2項)に該当するため、会社法第797条但書に基づき、該当事項はありません。
  - ② 会社法第799条の規定による手続の経過 甲は、2021年11月19日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者 が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報及び電子公告により公 告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務 に関する事項

甲は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 1 月 1 日をもって、乙から本事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割により甲が乙から承継した資産の額(概算額)は 288 百万円、負債の額(概算額)は 156 百万円です。

- 5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 2022 年 1 月 4 日 (予定)
- 6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上